

横浜市クリエイターデータベース 登録条件

1. 登録の条件

横浜市クリエイターデータベースに登録を希望される方は、以下の条件すべてを満たしている必要があります。お問い合わせの前のご確認をお願いします。

- ・個人または法人で、デザイナー、WEB デザイナー、フォトグラファー、ビデオグラファー、ライター、エディター等のクリエイターに該当する専門事業者。
- ・横浜市内に事業所を有していること。(大規模の事業者を除く。)
- ・登録する事業において自社のホームページを有していること。
- ・公表できる実績が過去 3 年以内に3社以上あること。
(なお療養・育児・介護等の事情により、過去 3 年以内の実績数の条件を満たせない者に対しては、上記条項の限りではないため、問い合わせ時にその旨を記載すること。)
- ・個人事業主または法人の義務とされる税金・年金・保険料等を滞納していないこと。・横浜市クリエイターデータベース利用規則に同意すること。
- ・掲載に必要な情報を記載した申請書を提出すること。
- ・当方の担当者と良好なコミュニケーションを取ること。

2. 登録できない方、掲載できない情報

以下の項目に該当する方、該当する情報は登録、掲載できません。

- ・重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をするもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・政治的または宗教的な宣伝意図の目的を持つもの。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)。法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当するもの。又、法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。